

## 【報告事項】

### 専門部規程の一部改正報告

(目的)

第1条 この規程は、組織の運営を効率よく機能させるため、会則第14条に基づく専門部を設置し、役員全員が役割分担して推進することを目的とする。

(専門部)

第2条 会務を円滑に遂行するため、次の専門部を設置する。

(1) 総務部 (2) 広報部 (3) 組織部 (4) 生活安全部

(職務分掌)

第3条 各部の職務分掌は以下のとおりとする。但し、事務局は各専門部の事務局も兼ねるものとする。

(1) 総務部

広報部、組織部及び生活安全部に関わる部分を除き、総会・総会後の懇親会、新年懇親会、市長と三役との懇談会、役員研修会及びその他会務全般の運営に関わる。

(2) 広報部

広報紙「町自連だより」、回覧「広報 町自連」の発行、ホームページ「町自連」の管理運営のほか情報管理及び広報活動全般を担当する。

① 地区連合会長の下に地区広報部員を置く。

② 地区広報部員は、地区の広報担当として地区連合会長を補佐する。

③ 地区の情報は、地区連合会長を通して広報部に提供する。

(3) 組織部

加入促進活動、新任会長及び役員の研修、町会及び地区連合会の活性化、設備整備備品提供事業(市)の支援等、組織の拡大強化に関する事項を担当する。

(4) 生活安全部

防災、防犯、交通等住民の安全・安心に関する事項を担当する。

(担当)

第4条 専門部は、活動を機動的に推進するため、常任理事及び理事を専門部に配属し、会長は全体を統括する。また、事務局は各専門部の事務局担当を補佐する。

2. 各専門部に部長及び副部長を置く。

3. 部長及び副部長は三役を以ってあて、副会長を部長に選任し、担当する部の運営にあたる。

(その他)

第5条 規格外事項については、常任理事会で協議する。

- 付則 1. この規程は、平成 21 年 9 月 8 日に制定し、施行する。
2. 平成 22 年 5 月 11 日に改正し、施行する。
3. 平成 23 年 6 月 14 日に改正し、施行する。
4. 平成 27 年 5 月 31 日に改正し、施行する。
5. 平成 27 年 7 月 14 日に改正し、平成 27 年 5 月 31 日に遡って施行する。
6. 平成 29 年 6 月 13 日に改正し、施行する。
7. 令和 4 年 4 月 12 日に改正し、施行する。